

栃木県暴力団排除条例

が制定されました。

施行日 平成23年4月1日



条例の主な内容

○目的

暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者が一体となって、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、県民生活の安全と平穏及び地域の社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

○基本理念

「暴力団を利用しない。暴力団に資金を提供しない。暴力団を恐れない。」を基本として、社会から暴力団の不当な影響を排除していきます。

○暴力団の排除に関する県の基本的施策

県の事務又は事業の全般から暴力団を排除します。

○青少年の健全な育成を図るための措置

学校等の周辺地域で新たに暴力団事務所を開設、運営することが禁止されます。

○事業活動における禁止行為

事業者が暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動に協力する目的で、暴力団員に金を渡したり、商取引することなどが禁止されます。

○不動産の譲渡等における禁止行為

暴力団事務所を利用されることを知りながら、不動産の譲渡、貸付等を行うことが禁止されます。

問い合わせ先 生活安全課 ☎40-5555

消火器の購入に補助金が交付されます

消火器の設置拡大を図り、火災の被害を最小限に食い止めるために、下野市では1世帯1台の消火器購入に対し、補助金を交付していただきます。

●補助要件

1. 市内に住所を有する方
2. 国家検定合格品の消火器であること
3. 市税等を滞納していないこと

●補助金額

上限3千円（購入価格の2分の1で百円未満切捨て）

●必要な書類

1. 交付申請書
2. 交付請求書
3. 領収書
4. 製造元、品番等が確認できる書類（品類保証書等）

●その他

補助金の交付は、1世帯につき1台限りとします。補助金受領後、7年は申請できません。

●申し込み・問い合わせ先

生活安全課 ☎(40) 5555